

旭川医科大学病院看護師特定行為実践支援専門部会細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和3年5月26日旭川医科大学病院看護師特定行為管理委員会決定)

旭川医科大学病院看護師特定行為実践支援専門部会細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院看護師特定行為実践支援専門部会細則（令和3年2月2日看護師特定行為管理委員会決定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第1条～第8条（略） （庶務） 第9条 専門部会の庶務は、<u>医療支援課</u>において処理する。</p> <p>第10条（略）</p> <p><u>附 則</u> この規程は、<u>令和3年5月26日から施行し、改正後の第9条の規定は令和3年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 令和3年4月1日付の事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p> | <p>第1条～第8条（略） （庶務） 第9条 専門部会の庶務は、<u>病院事務部医療支援課</u>において処理する。</p> <p>第10条（略）</p> |